

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
表紙	<p data-bbox="389 459 967 603">山口県土木工事共通仕様書 ( 森 林 土 木 編 )</p> <p data-bbox="555 1129 797 1168">令和6年12月</p> <p data-bbox="434 1315 922 1353">山口県農林水産部森林整備課</p>	<p data-bbox="1375 459 1953 603">山口県土木工事共通仕様書 ( 森 林 土 木 編 )</p> <p data-bbox="1541 1129 1783 1168">令和5年10月</p> <p data-bbox="1420 1315 1908 1353">山口県農林水産部森林整備課</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
4	<p style="text-align: center;"><b>第4編 治山防潮工等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-1-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林及びその周辺で行われる工事における矢板護岸工その他これに類する工事について適用する。</p> <p>4-1-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>2. 構造物撤去工、仮設工は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>3. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>4-1-1-3 水位、潮位の観測 受注者は、海岸防災林及びその周辺で行われる工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準等と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</li> <li>(2) 参考資料</li> </ol>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-1-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</li> <li>(2) 参考資料</li> </ol>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
6	<p style="text-align: center;"><b>第2章 堤防・護岸</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-2-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-2-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>構造物撤去工、仮設工は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工、第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>4-2-1-3 潮位観測 受注者は、潮位の影響を受ける工事を実施する期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p>4-2-1-4 異常気象対策 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p>4-2-1-5 その他 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="color: red;">なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p style="color: red;">また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
19	<p style="text-align: center;"><b>第3章 突 堤</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-3-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-3-1-2 適用規定 1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。 2. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。 3. 本章に特に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>の規定による。</p> <p>4-3-1-3 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p>4-3-1-4 避難場所の確保 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p>4-3-1-5 その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
27	<p style="text-align: center;"><b>第4章 離岸堤、潜堤</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-4-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-4-1-2 適用規定 1. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。 2. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</p> <p>4-4-1-3 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p>4-4-1-4 避難場所確保及び退避設備 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p>4-4-1-5 その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p> <p>(2) 参考資料</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
30	<p style="text-align: center;"><b>第5章 砂丘造成等</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>4-5-1-1 適用工種 本章は、海岸防災林造成工事における土工、砂丘造成、森林造成、防風林の造成、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>4-5-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 防災林造成編 (令和4年6月)</p>



山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
43	<p style="text-align: center;"><b>第3章 溪間工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-3-1-1 適用工種</p> <p>本章は、溪間工における土工、法面工、仮締切工、コンクリート治山ダム工、鋼製治山ダム工、木製治山ダム工、根固工、治山ダム付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-3-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="color: red;">なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p style="color: red;">また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2022年制定] (2023年9月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成29年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p>林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成29年11月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
53	<p style="text-align: center;"><b>第4章 流路工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-4-1-1 適用工種 本章は、流路工における土工、護岸工、床固工、根固・水制工、流路付属物設置工、付帯道路工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-4-1-2 適用規定 1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。 2. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。 3. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</p> <p>5-4-1-3 水位の観測 受注者は、工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 5-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木庭構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 5-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準 林野庁 治山技術基準 林野庁 森林土木木庭構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p>



山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
56	<p style="text-align: center;"><b>第5章 山腹工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-5-1-1 適用工種</p> <p>本章は、山腹工における土工、法切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、暗渠工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-5-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>2. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>3. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="color: red;">なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p style="color: red;">また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁 治山技術基準</li> <li>林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</li> </ul> </li> <li>(2) 参考資料</li> </ol>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁 治山技術基準</li> <li>林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</li> </ul> </li> <li>(2) 参考資料</li> </ol>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
72	<p style="text-align: center;"><b>第6章 地すべり防止工</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>5-6-1-1 適用工種            本章は、地すべり防止工における土工、暗渠工、集水井工、排水トンネル工、排土工及び押え盛土工、杭工、シャフト工（深礎工）、アンカー工、地すべり防止工付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>5-6-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工は、<u>第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工</u>の規定による。</li> <li>2. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>3. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>5-6-1-3 地すべりの監視体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、地すべりの活動状況（変動レベル）を勘案し、地すべりの移動状況を把握する観測及び地下水位の観測を行い、地すべり災害の予防あるいは被害を最小規模にとどめるための監視体制を構築しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、地すべりの監視に当たって、①観測機器の選定、②観測機器の配置、③観測方式の選定等について発注者に提出し承諾を得なければならない。</li> <li>3. 受注者は、新たな亀裂の発生や観測データに異常が認められた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p>また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁 治山技術基準</li> <li>林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</li> </ul> </li> <li>(2) 参考資料</li> </ol>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>5-6-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁 治山技術基準</li> <li>林野庁 森林土木木製構造物設計等指針</li> </ul> </li> <li>(2) 参考資料</li> </ol>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
89	<p style="text-align: center;"><b>第6編 林 道</b> <b>第1章 林 道</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>6-1-1-1 適用工種</p> <p>本章は、林道工事における土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルパート工、排水施設工、落石雪害防止工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>6-1-1-2 適用規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工は、<u>第1編第2章第4節道路土工</u>の規定による。</li> <li>2. 構造物撤去工は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工</u>の規定による。</li> <li>3. 仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</li> <li>4. 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</li> </ol> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-1-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="color: red;">なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p style="color: red;">また、基準等と 設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p style="padding-left: 20px;">林野庁 林道技術基準</p> <p style="padding-left: 20px;">林野庁 森林土木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-1-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 基準</p> <p style="padding-left: 20px;">林野庁 林道技術基準</p> <p style="padding-left: 20px;">林野庁 森林土木製構造物設計等指針</p> <p>(2) 参考資料</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
101	<p style="text-align: center;"><b>第2章 舗装</b></p> <p>第1節 適用 6-2-1-1 適用工種</p> <p>1. 適用工種 本章は、林道工事における土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 適用規定(1) 土工、地盤改良工、仮設工は、<u>第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第7節地盤改良工及び第10節仮設工</u>の規定による。</p> <p>3. 適用規定(2) 本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b> 林野庁 林道技術基準 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 6-2-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 林野庁 林道技術基準 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
107	<p style="text-align: center;"><b>第3章 橋梁下部</b></p> <p>第1節 適用 6-3-1-1 適用工種 本章は、林道工事における土工、工場製作工、工場製品輸送工、軽量盛土工、橋台工、</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">107</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 6-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)</p>
108	<p>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)</p>	



山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行												
117	<p style="text-align: center;"><b>第4章 鋼橋上部</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>6-4-1-1 適用工種</p> <p>本章は、林道工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>6-4-1-2 適用規定(1)</p> <p>仮設工は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</p> <p>6-4-1-3 適用規定(2)</p> <p>本章に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>による。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-4-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td> <td>(平成 29 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td> <td>(平成 29 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成 29 年 11 月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-4-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td> <td>(平成 29 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td> <td>(平成 29 年 11 月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成 29 年 11 月)</td> </tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)													
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)													

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
123	<p style="text-align: center;"><b>第5章 コンクリート橋上部</b></p> <p>第1節 適用 6-5-1-1 適用工種</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 6-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">123</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 6-5-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>
124	<p>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>林野庁 林道技術基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成 29 年 11 月）</p>	<p>林野庁 林道技術基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成 29 年 11 月）</p>



山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
150	<p style="text-align: center;"><b>第8章 道路維持</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>6-8-1-1 適用工種</p> <p>本章は、林道工事における土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、現場塗装工、トンネル工、除草工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>6-8-1-2 適用規定（1）</p> <p>土工は、<u>第1編第2章第4節道路土工</u>、<u>構造物撤去工</u>は、<u>第3編第2章第9節構造物撤去工</u>、<u>仮設工</u>は、<u>第3編第2章第10節仮設工</u>の規定による。</p> <p>6-8-1-3 適用規定（2）</p> <p>本章に特に定めのない事項については、<u>第1編共通編</u>、<u>第2編材料編</u>、<u>第3編土木工事共通編</u>及び<u>本編第1章～第6章</u>の規定による。</p> <p>6-8-1-4 道路維持の施工</p> <p>受注者は、道路維持の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため林道を良好な状態に保つようにならなければならない。</p> <p>6-8-1-5 臨機の措置</p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、<u>第1編総則1-1-41 臨機の措置</u>の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-8-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b></p> <p><b>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-8-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p>

山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
168	<p style="text-align: center;"><b>第9章 雪 寒</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>6-9-1-1 適用工種 本章は、林道工事における除雪工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>6-9-1-2 適用規定(1) 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>6-9-1-3 適用規定(2) 本章に特に定めのない事項については、<u>第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編</u>の規定による。</p> <p>6-9-1-4 道路維持 受注者は、雪寒の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。</p> <p>6-9-1-5 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-9-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 <b>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</b> <b>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</b> 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-9-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p>



山口県土木工事共通仕様書(森林土木編)令和6年12月改正 新旧対照表

頁	改正後	現行
172	<p style="text-align: center;"><b>第10章 道路修繕</b></p> <p>第1節 適用</p> <p>6-10-1-1 適用工種</p> <p>本章は、林道工事における工場製作工、工場製品輸送工、土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>6-10-1-2 適用規定（1）</p> <p>土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>6-10-1-3 適用規定（2）</p> <p>本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～第9章の規定による。</p> <p>6-10-1-4 道路修繕の施工</p> <p>受注者は、道路修繕の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため林道を良好な状態に保つようにならなければならない。</p> <p>6-10-1-5 臨機の措置</p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-41 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-10-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。</p> <p>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>6-10-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p>